

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	山梨市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/citizen/docs/general.html">http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/citizen/docs/general.html</a>

執行機関名 山梨市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	山梨市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱(平成28年山梨市告示第96号)に基づく事務
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山梨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年山梨市条例第28号)別表第一 第4の項 山梨市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱(平成28年山梨市告示第96号)に基づく事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第一条	山梨市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、仕事と子育ての両立を保育の分野から支援し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満児について、山梨市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年山梨市条例第1号)に定める利用者負担額等に定める保育料を無料化することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		山梨市第2子以降3歳未満児保育料無料化実施要綱(平成28年山梨市告示第96号)